

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	戦略物資生産基盤税制（GX分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除）の創設	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資（戦略物資）について、その生産・販売量に応じた税額控除措置を新たに講じる。 ・ 本税制について、税額控除の繰越制度を講じる。 	
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号	
減収見込額	[初年度] 精査中 (-) [平年度] 精査中 (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>“世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、これら戦略物資の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年、欧米を中心とする先進各国では、GXやDX等の中長期的成長が見込まれる戦略分野について、政府が大規模・長期・包括的な支援を行うことにより、自国内への企業の立地・投資を誘致する動きが強まっている。例えば、米国では、インフレ削減法等の枠組みを通じて、10年間にわたる生産・販売量に応じた税制措置をはじめとした投資促進政策を導入しており、実際に国内外の企業の事業検討に影響を及ぼしつつある。こうした動きも踏まえ、フランス、ドイツ、カナダ、韓国等においても、予算・税制をはじめとした投資促進政策の新設・拡充が検討または措置されている。このような状況下、海外と比べて遜色ない事業環境を整備するため、我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な対策を講じる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和5年6月16日）</p> <p>各国では、戦略分野について、5年から10年にわたる初期投資にとどまらないランニングコストを含めた包括的支援が、既に実施又は予定されている。米国では、インフレ削減法等の枠組みを通じて、予算・減税措置を行うこととした。欧州企業の中にはこれを踏まえて米国内での事業を検討する企業も出てきたことから、EUはこれに対抗する形で、EU域内での国家補助規制をGX分野の投資については緩和する方向で改正することを発表した。我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことが必要である。</p>
	政策の達成目標	中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安保等の観点踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産基盤を強化するとともに、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	長期間にわたる適用期間を措置する。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって、戦略物資の国内生産に係る収益性を高め、日本国内における戦略物資の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなる。本租税特別措置を講じることによって、日本国内への企業立地・投資を促進するとともに、国内生産物資の世界市場でのシェア拡大を図ることで、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力・経済成長につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

要望の措置の 妥当性		<p>本税制は、生産活動の初期段階にある設備投資減税等ではなく、その後の生産・販売の段階に着目し、それを拡大すべく措置を講じるものである。</p> <p>GX 分野等における設備投資減税等は、生産基盤を保有する上では意義はあるものの、先進各国が自国内への企業の立地・投資を誘致する動きを強める中で、日本の経済成長や産業競争力強化のためには、国内における生産の拡大や需要開拓を通じた販売の拡大を行うことが重要である。</p> <p>例えば、蓄電池等の戦略物資について、米国においては、インフレ削減法等の枠組みを通じて、10 年間にわたる生産・販売量に応じた税制措置をはじめとした投資促進政策を導入しており、こうした海外の政策動向の変化に対応することができなければ、国際的な競争に大きく劣後し、わが国の産業競争力や立地拠点としての競争力を喪失することになりかねない状況。各国と遜色ない措置を講じることで、対象商品の国内での生産を維持・拡大することが、我が国の産業競争力強化・経済成長に資する。</p>
税負担軽減措置等の 適用実績	—	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—	
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—	
前回要望時の 達成目標	—	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—	
これまでの要望経緯	—	